

被災企業様の料金全額免除を継続 復興邁進のため、中小企業様を応援します

岩手県工業技術センター(理事長 木村卓也)では、平成23年3月の東日本大震災、平成28年10月の台風第10号又は令和元年東日本台風等の激甚災害により被災した岩手県内の企業様を対象に、**当センターが提供するサービスメニューの一部について料金を全額免除する支援**を行ってまいりました。

お陰様で、多くの企業様に利用していただき、生産活動が軌道に乗り始めた企業様も多くなり、当センターの支援が一定の役割を果たすことができたものと考えております。

一方、被災企業様においては、当初の被害が甚大であったこともあり、安定的な業績を回復するまでの間、継続して各種の支援が必要な状況にあるものと判断しているところです。

このような状況下、当センターが提供するサービスの料金減免措置は、**令和2年4月以降も、被災企業様を対象に、継続して実施させていただくこと**としました。

未曾有の危機的状況の中から再び立ち上がるためのお手伝いを、当センターが行う加工・試験や機器の貸出サービス等により、引き続き実施してまいりたいと考えております。

多くの企業様に活用していただきたく、ご案内いたします。

対象メニュー	適用期間等	対象企業
<ul style="list-style-type: none">・依頼加工・試験(ただし、放射能濃度測定を除く)・機器貸出(ただし、パック貸出は除く)・研究員派遣・研究開発型人材育成・デザイン制作	<p>令和2年4月1日 ～令和3年3月31日</p> <p>左記メニューの料金の全額を免除</p>	<p>政府が決定する「激甚災害法」による激甚災害に指定された災害で、岩手県内の事業所(工場・店舗等)の被害について、原則として</p> <p>①自治体が発行する <u>「被災/罹災証明書(原因となった自然災害が明記されているもの)」</u>を有すること</p> <p>②被災により <u>企業活動に支障</u>が生じていることを確認できること</p> <p>のいずれにも該当する方</p>

実際のご利用に当たっては、**依頼試験等申込書**に「**被災/罹災証明書**」の写し及び「**減免申請理由書**」を添付してお申込みいただくこととなります。

工業技術センター企画支援部までお気軽にご相談下さい。



地方独立行政法人 岩手県工業技術センター

担当：復興支援推進本部 (CD0002@pref.iwate.jp)

岩手県工業技術センターホームページ <http://www2.pref.iwate.jp/~kiri/>

〒020-0857 岩手県盛岡市北飯岡2-4-25 TEL 019-635-1115(代表) FAX 019-635-0311

※本資料PDFファイルは、当センターHPよりダウンロードできます。

※依頼試験や機器貸出の詳細はホームページをご覧ください。

※詳細につきましては、電話又はメールにて担当者まで問い合わせください。